

訪問介護センター幸陽荘 運営規程

第1条（事業の目的）

この事業所が行う訪問介護は、利用者が要介護状態又は要支援状態となった場合において、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活にわたる援助を行なう事により、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように支援することを目的とする。

第2条（運営の方針）

運営の方針は次に掲げるところによるものとする。

- （1） 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った自己決定を基本とした利用者主体のサービス提供に努める。
- （2） 利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえ、適性かつ効果的な支援を行なう。
- （3） 地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター、その他の相談機関との連携に努める。
- （4） 各関係法令を遵守するとともに、利用者、地域に対し、積極的な情報開示と情報提供に努める。
- （5） 関係機関との連携を密にし、利用者の情報収集を進めることにより安定した稼働率の確保に努めるとともに、研修体制の充実を図り、専門職としての人材育成を進める。
- （6） 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- （7） 訪問介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- （8） サービスの提供の開始にあたり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画（モニタリング）をし、モニタリング結果を各関係機関に報告する。

第3条（事業所の名称及び所在地）

事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1） 名称 訪問介護センター幸陽荘
- （2） 所在地 青森県弘前市大字清野袋字岡部433番地1

第4条（職員の職務内容）

この事業所に勤務する職員の職務内容は、次のとおりとする。

（1） 管理者 （1名） 常勤 在介と兼務 介護福祉士

①管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

②管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者に居宅基準第2章第4節（運営に関する基準）の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（2） サービス提供責任者 （1名） 常勤 専任 介護福祉士

① 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成すること。

② 訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。

③ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

④ 居宅介護支援事業者等に対し、訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬 状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

⑤ サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。

⑥ 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

⑦ 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

⑧ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。

⑨ 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

⑩ その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

（3） 訪問介護員 2名 常勤 専任 介護福祉士

訪問介護員は、指定訪問介護及び第1号訪問事業、訪問介護相当サービス、生活支援サービスの提供にあたる。

（4） 管理者の責務及び兼務範囲の明確化

管理者の兼務範囲の拡大：

管理者は、従来の「同一敷地内」などの制約をなくし、離れた場所にある他の事業所でも兼務できる。これにより、限られた人材の有効活用や効率的なサービス提供体制の構築が可能となる。

①兼務可能なケース

・他の事業所の管理者や従業者として従事する時間帯でも、利用者へのサービス提供の場面などで生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員や業務の一元的な管理、指揮命令に支障が生じない場合。

②兼務が難しいケース

- ・管理すべき事業所数が過剰だと個別に判断される場合。
- ・併設の入所施設で入所者にサービスを提供する看護職員・介護職員と兼務する場合（施設の勤務時間が極めて限られる場合を除く）。
- ・事故発生時などの緊急時に、管理者自身が速やかに利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合。等

(5) 自治体のローカルルールについての説明義務

都道府県及び市町村に対して、人員配置基準のローカルルールについて、事業者から説明を求められた場合にはルールの必要性を説明できるようにすること等を求める。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

第6条（指定訪問介護及び第1号訪問事業、訪問介護相当サービス、生活支援サービスの

内容及び利用料、その他の費用の額）

- (1) 指定訪問介護及び第1号訪問事業、訪問介護相当サービス、生活支援サービスの内容は次のとおりとする。

○訪問介護計画の作成

○身体介護

- ・排泄介助
- ・食事介助
- ・特段の専門的配慮をもって行なう調理
- ・清拭、入浴、身体整容
- ・更衣介助
- ・体位変換、移動介助、移乗介護、外出介助
- ・起床及び就寝介助
- ・服薬介助
- ・自立生活支援のための見守りの援助

○生活援助

- ・掃除
- ・洗濯
- ・ベッドメイク
- ・一般的な調理、配下膳
- ・買い物

- (2) 訪問介護サービスを提供した場合の利用料の額は、別表のとおり厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。ただし、介護保険法第49条の2第1項に規定する要介護被保険者は、その2割の額とする。また、介護保険法第49条の2第2項に規定する要介護被保険者は、その3割の額とする
- (3) 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
- ① 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道10 kmまでに200円
片道11 km以上1 km増すごとに200円に10円を追加
 - ② 通常の事業の実施地域以外の居宅においてサービスを行なう場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対し、提供するサービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

第7条（通常の事業の実施地域）

弘前市、藤崎町、平川市、田舎館村区域とする。

第8条（緊急時等における対応方法）

- ① 訪問介護員は、現に指定訪問介護及び第1号訪問事業、訪問介護相当サービス、生活支援サービスの提供を行なっている時に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- ② サービス提供中に当方の責に帰すべき事由によって事故が発生した場合には、利用者に対し損害を賠償するものとする。（株式会社プライム保険サポートと損害賠償保険契約）

第9条（衛星管理・感染症対策の強化等）

事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事が出来るものとする）を随時又はおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第10条（苦情処理）

事業所は、指定訪問介護及び第1号訪問事業、訪問介護相当サービス、生活支援サービスの

提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所は、提供したサービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- (2) 事業所は、提供したサービスに関し、介護保険法第115条の45の7の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- (3) 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第11条（個人情報の保護）

事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

第12条（虐待の防止のための措置に関する事項）

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待・身体拘束防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待・身体拘束防止のための指針の整備
- (3) 虐待・身体拘束を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための委員会・担当の設置

第13条（身体拘束等の適正化について）

- (1) 事業所は、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行なわない
- (2) 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- (3) 事業所は、身体拘束等に係る記録は2年間保管（都道府県等によっては5年）すること。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第13条（業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護及び第1号訪問事業、訪問介護相当サービス、生活支援サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第14条 書面揭示規制

運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面揭示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への揭示を代替できる規定になっているところ、「書面揭示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表する。

第14条（その他の運営についての留意事項）

- (1) 事業所は、従業者の質の向上を図るため、虐待・身体拘束防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。
 - ① 採用時研修 採用後3か月以内
 - ② 虐待・身体拘束防止に関する研修 年2回
 - ③ 権利擁護に関する研修 年1回
 - ④ 認知症ケアに関する研修 年1回
- (2) 訪問介護員は、正当な利用がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- (3) 訪問介護員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らす事がないよう、従業者でなくなった後においても、これらの者の秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- (4) 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等

の必要な措置を講じるものとする。

- (5) 事業所は、サービスに関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- (6) 事業者は、サービス計画の作成又は変更に関し、居宅介護支援事業所の介護支援専門員等又は居宅要介護被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行わないものとする。
- (7) この規定に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は社会福祉法人 誠風会と管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 平成15年4月1日から施行する。
- 平成18年4月1日から施行する。
- 平成20年4月1日から施行する。
- 平成21年4月1日から施行する。
- 平成23年4月1日から施行する。
- 平成29年4月1日から施行する。
- 令和6年4月1日から施行する。